

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

11問 自白した人より否認した人の方が身体拘束が長期化するデータがあるが、否認している人の方が罪証隠滅や逃亡のおそれが高いとされる根拠はあるのか、法務大臣に問う。

- 被疑者・被告人の勾留や、被告人の保釈は、個々の事案ごとに、勾留や保釈の要件に照らして、裁判所又は裁判官において判断される事柄であり、法務大臣としてはお答えを差し控えざるを得ないことを御理解いただきたい。
- その上で、飽くまで一般論として申し上げれば、被疑者や被告人の供述態度は、罪証隠滅行為や逃亡をすることについての、被疑者や被告人の主觀的意図を判断する資料として、重要な意味を持つとの指摘があるものと承知している。
- (さらに、飽くまで一般論として申し上げれば、) 檢察官においては、個々の事案ごとに、今申し上げたような被疑者や被告人の供述態度を含む当該事案に係る諸事情を踏まえ、勾留の要件の有無を検討し



て勾留請求を行うかどうかを判断したり、保釈の除外事由の有無を検討して保釈請求に対する意見を述べたりするなど、適切に対応しているものと承知している。」

(参考) 条解刑事訴訟法第5版154～156頁(抜粋)

罪証隠滅の主觀的可能性、いいかえれば被告人に具体的な罪証隠滅行為に出る意図のあることを要する。(中略)
被告人の主觀的意図を知る資料として、被告人の供述態度が重要な意味をもつ。被告人が虚偽の弁解や客觀的に明らかな事実と矛盾する供述を繰り返したり、あるいは追及されると供述を変転させたりしているような場合は、罪証隠滅の意図が推認されることが多いであろう。一方、被告人が当初から一貫して詳細な自白をし、真に反省悔悟した態度を示しているなどという状況は、被告人に罪証隠滅の意図のないことを窺わせる根拠となる。(中略)逃亡することについて主觀的な意図を有することも、罪証隠滅の場合と同様、もとより必要で、被告人の供述態度などがこれを窺わせる重要な根拠であることもいうまでもない。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 XXXXXXXXXX 携帯 XXXXXXXXXX】